



平成 27 年 12 月 17 日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ
代表取締役社長 松 岡 秀 紀
(証券コード：2345) 東証第二部
東京都中央区築地一丁目 13 番 14 号
(お問い合わせ先) 常務執行役員管理本部長 内山 富士子
電話 03-5148-0400

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて

当社は、株式会社東京証券取引所における改正上場規則の施行によるコーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みをお知らせします。

当社は、コーポレートガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正な経営システムを構築し維持していくことこそが重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】※★印は必須開示項目です。

基本原則 1【株主の権利・平等性の確保】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、特定の個人や金融機関等の法人に情報が集中しないよう、全ての株主に対し、財務および業務に関する情報を、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則（以下「適時開示規則」といいます）を遵守し開示します。また、適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により正確かつ公平に提供するよう努めます。

原則 1-1【株主の権利行使】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則 1-1①

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は株主総会における決議事項について、相当数の反対票が投じられた議案があった場合は、取締役会にて確認し、今後の改善向上に向けての対応について検討を行います。

補充原則 1-1②

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、現時点において社外役員（社外取締役および社外監査役を含みます。以下同じ）が全体の約過半数を占めており、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を構築しております。なお、総会決議事項の一部を取締役に委任できる事項として、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を、定款で定めております。（会社法第 165 条第 2 項の規定に基づく）

補充原則 1-1③

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は会社法において認められている少数株主権について、株主取扱規程により権利行使の手続等を定めており、少数株主の権利行使の確保に配慮しております。

なお、当社は平成 27 年 12 月 15 日に、株式会社ブイキューブの連結子会社となりました。株式会社ブイキューブは、当社の総議決権の 67.53%を保有する親会社および主要株主である筆頭株主で

あり、当社株主総会議決事項に影響を及ぼす立場です。当社は、今後親会社との資本的関係を維持するとともに、協力体制を構築してまいります。親会社および、そのグループ会社とは、サービス、製品の販売体制やグループ各社製品機能の融合による製品価値向上を図ってまいります。事業活動や重要な経営判断については親会社から独立して決定し、上場会社として当社の独立性を確保してまいります。

原則 1-2【株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則 1-2①

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

補充原則 1-2②

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられている情報提供について適切に提供すべきであると考えており、株主総会付議議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページおよび東京証券取引所 適時開示情報閲覧サービスにて開示しております。

補充原則 1-2③

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日ははじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

より多くの株主が株主総会に出席できる日程を配慮するべく、例年株主総会集中日と予想される日を避けた開催日設定を行っております。

補充原則 1-2⑤

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としておりますため、信託銀行に代わって自ら議決権の行使等を行うことを予め希望する場合には、これを認めておりません。

原則 1-3【資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

原則 1-1 補充原則 1-1②のとおり、当社は、平成 27 年 12 月 15 日付けで株式会社ブイキューブの連結子会社となりました。今後の体制を確立する中で、株主への利益配分に対する適切な対応を行うことを念頭におき、親会社と協議の上方針策定を進めてまいります。

原則 1-4【いわゆる政策保有株式】★

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

取引先等との関係維持が企業価値を向上させ、当社の中長期的な事業戦略に必要と認められる場合に政策保有を行います。取締役会においては、その保有意義・合理性を、資金活用方法やリスクを多角的な観点で検討します。

なお、議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断します。

原則 1-5【いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

現状において、当社では買収防衛策の導入予定はありません。

補充原則 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える可能性があることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主に開示しており、その際は株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることなく、当社の株主判断に委ねることとしています。

原則 1-6【株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

大規模な資本政策の実施に際しては、外部の専門家の意見を取り入れ、親会社との協議ならびに取締役会での慎重な審議を行います。決定した場合にはその情報を速やかに開示するとともに、決算説明会や株主総会等において株主への十分な説明に努めます。

原則 1-7【関連当事者間の取引】★

上場会社はその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視取引の承認を含む)を行うべきである。

当社は、関連当事者間の取引について、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、ならびにその取締役は定足数および決議数の算定にあたり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

基本原則 2【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

原則 2-1【中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「人と学びを創造し社会に貢献するリーディングカンパニー」を経営ビジョンに掲げ、人材育成に特化したサービス・製品を開発提供しております。お客様はもちろんのこと、従業員を含めすべての人が学び得た知識やスキルによって新しい価値を生み出すことが、当社にとっての成功であり、利益をもたらす原動力であると考えております。スキルアップによる新しい価値の創造が社会の発展に寄与できるよう、そのために活用される当社サービスの向上・製品の品質維持に努めるべく、取締役会・経営陣は、的確かつ継続的に事業活動が行える環境を整備することを優先し、意思決定を行います。

原則 2-2【会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則 2-2①

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、平成 27 年 12 月 15 日に親会社が変わり、平成 28 年 1 月 21 日に臨時株主総会を開催し経営体制を一新いたします。今後の中期経営計画を含め、経営戦略および体制と、それに伴い定められる行動準則については、今後検討してまいります。

原則 2-4【女性の活用を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活用を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、創業当初より女性役員・女性役職者の登用を行っており、現在も役員を除いて、社内部長職以上の役職者の4割を女性が占めております。女性の活用について目標値の設定が必要な職務はなく、すべての部門において男女とも制約なく配置する方針です。

原則 2-5【内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則 2-5①

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、内部通報制度規程を制定し、内部通報制度を設けております。違法または不適切な行為等に関する情報や疑念が生じた場合、コンプライアンス担当部門あるいは外部弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設けて情報に対する調査を行う体制ならびに通報者の権利を保護する体制を整えております。

基本原則 3 【適切な情報開示と透明性の確保】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は事業活動と同様に IR 活動の重要度を認識しております。当社の経営をできる限り正確かつ迅速に伝えるべく、経営陣自らが株主・投資家の方々へ事業戦略や方針を説明し、ご理解いただけるように努めてまいります。

原則 3-1 【情報開示の充実】★

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行うべきである。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

補充原則 3-1①

上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

・ 経営ビジョン、中期経営計画等は、当社ホームページおよび決算資料等で開示し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方はコーポレート・ガバナンス報告書で開示します。

・ 取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績、経営内容等を勘案し取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

・ 当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は設けておりません。ただし、社外取締役 廣田大介氏及び加藤正彦氏、社外監査役 船岡弘忠氏、関洋佑氏及び松崎純一氏は、いずれも当社との人的関係、資本的関係、及び取引関係等その他利害関係が存在しないことを

確認しています。また、社外取締役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知にて開示しています。

・経営幹部の選任にあたっては、当社での業務に対する知識とその経験に基づいた実績を以て、従業員の指導支援を行える資質を持つ人物を執行役員規程に定めた手続きに則り選任しています。

補充原則 3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は現在の株主構成において海外投資家の比率が低いと考えており、英文での情報開示を行っていません。ただし、今後の親会社との協力体制確立に伴う製品戦略等を勘案する等したうえで企業情報の開示体制の一環として検討してまいります。

原則 3-2【外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会、経理・財務等管理関連部門が監査体制の確保に努め、外部会計監査人と連携し、監査日程の取決めを行い、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう努めております。

補充原則 3-2①

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

(i) 外部会計監査人の監査実施状況、監査報告、面談等を通じ、職務の実施状況の把握評価を行っていますが、明確な基準は策定していません。

(ii) 当社の外部会計監査人である新日本有限責任監査法人は、国内大手の監査法人であり、監査実施状況、監査報告、面談等を通じて、独立性と専門性があることを確認し問題ないと認識しています。

補充原則 3-2②

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保

(iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 外部会計監査人との事前協議を実施し、監査スケジュールを策定して十分な監査時間を確保しています。

(ii) 外部会計監査人からの要請有無にかかわらず、経営幹部との面談時間を設けています。

(iii) 監査結果報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しています。また、外部会計監査人からの要請に応じて社外取締役や内部監査部門との連携を必要とする際には迅速に対応しています。

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により各管掌取締役が中心となり調査・是正・報告を行う体制としており、監査役会は、常勤監査役を中心に、内部監査部門等と連携の上調査・是正を行うこととしています。

基本原則 4【取締役会等の責務】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

取締役会および経営会議において、経営戦略等の方向性を協議決定しています。法令、定款および取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役の職務・責任と取締役会における決議事項及び報告事項を明確にすることで、重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。

原則 4-1【取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則 4-1① ★

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

法令、定款および取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体および各職位へ委任します。委任の範囲を明確にし、各業務分野における業務施行の機動性と専門性を確保します。

補充原則 4-1②

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

中期経営計画とのかい離については、その分析について開示を行っていませんが、当期の目標に対

する実績については、決算短信や決算説明会資料で分析結果を説明しております。

補充原則 4-1③

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)について適切に監督を行うべきである。

当社は、平成 27 年 12 月 15 日に親会社が変わり、平成 28 年 1 月 21 日に臨時株主総会を開催し経営体制を一新いたします。今後の経営戦略および体制、そこに含まれる後継者等の計画については、今後検討してまいります。

原則 4-2【取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は小規模であることから、取締役会は、経営陣幹部の業務執行状況を、随時情報共有または各会議体における報告等により、監督および支援を行っています。

補充原則 4-2①

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

経営陣の報酬については、執行役員規程に基づき毎年評価決定会議と定める取締役会にて、個別の報酬額を決定しております。現在は中長期的な業績と連動する報酬体系を定めていませんが、今後の中長期的な成長に対して貢献する意欲を高め後継者育成にもつながる報酬体系の要否を検討してまいります。

原則 4-3【取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則 4-3①

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

経営陣幹部の選任にあたっては、執行役員規程を定め、それに基づき当社での業務に対する知識とその経験に基づいた実績を以て従業員の指導支援を行える資質を、取締役会において十分協議の上選任しております。

補充原則 4-3②

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

コンプライアンス担当部門、情報セキュリティ担当部門を設置し、監査・管理を行っています。結果については社長ならびに監査役に報告し、問題や是正すべき課題が生じた場合には取締役会あるいは監査役会でも説明できることとしております。取締役会あるいは監査役会では、事象に対する対処ではなく、背景経緯の検証を行い、改善施策の実現に向けた支援を行っています。

原則 4-4【監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである

補充原則 4-4①

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの両方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。

また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役会を構成している監査役 3 名は全て社外監査役であり、うち 1 名が常勤であります。独立性が高く、監査役 3 名はそれぞれ企業経営者としての経験、IT 業界における経験、人材育成にまつわる知識と経験を有しており、当社事業にまつわる業務への理解を踏まえて適切な意見を述べることができます。監査役は毎月取締役会に出席し、取締役に対して説明を求め意見を述べるができる環境を整えています。

原則 4-5【取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動すべきである。

当社はステークホルダーに対して正確かつ適時に情報を開示するために、重要な情報の開示については取締役会にて、社外取締役・社外監査役からの客観的意見を含めた審議検討の上決議を行っています。

原則 4-6【経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

原則 4-7【独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社は小規模組織であることから、常勤取締役が業務執行における責任者となりうる業務が存在しているため、社外取締役による客観的な意見陳述や業務執行における監督機能が大変重要と考え、社外取締役2名を選任し、独立役員として登録しています。

社外取締役2名はいずれも当社との人的関係、資本的关系、及び取引関係等その他利害関係はなく、特に企業経営経験や税理士としての経験に基づき、特に経営と財務面において客観的な監視を行うことができます。

原則 4-8【独立社外取締役の有効な活用】★

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

補充原則 4-8①

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

補充原則 4-8②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

原則 4-7 に記載のとおり、当社は取締役5名のうち、企業経営経験者と税理士の2名を独立社外取締役として選任しております。現在は社外取締役のみを構成員とする会合等を定期では行っておりませんが、必要に応じて連絡調整が可能な連携体制を確保しています。

なお、当社は今後監査等委員会設置会社への移行を予定しており、現、社外取締役2名の監査等委員選任が内定しております。

原則 4-9 【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】★

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・公表すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を以て率直な意見を述べるができる人物を選定しており、取締役会においては忌憚ない意見を述べるができるように配慮しています。

原則 4-10【任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は会社法が定める会社の機関設計のほかに、内部統制評価委員会等任意の機関を設置して企業統治の強化を行っています。今後も会社の事業戦略の変化等を鑑みながら、統治機能を最善に保つことができる形態を検討して、必要に応じた改善をしてまいります。

補充原則 4-10①

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

原則 4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】★

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則 4-11①

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、

取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役会が客観的中立的な経営監視機能を発揮できるよう、高い独立性を確保し専門的な知見を有する人物を選任する方針であり、現在選任されている取締役は、原則 3-1 に記載のとおり方針に沿った選任を実施しております。

補充原則 4-11②

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、東京証券取引所にて開示しているコーポレートガバナンス・コードに関する報告書において開示しています。

補充原則 4-11③

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会全体の実効性についての自己分析・評価は現在行っておりませんが、平成 28 年 1 月 21 日の臨時株主総会決議を以て発足する新取締役会体制において、自己分析・評価に関して検討を行っていく予定です。

原則 4-12【取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則 4-12①

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと(iv) 審議項目数や

開催頻度を適切に設定すること

(v) 審議時間を十分に確保すること

当社の取締役会運営にあたっては、新年度開始時に取締役会・経営会議の年間開催スケジュールを設定しております。取締役会については、定款および取締役会規程に則り原則3日以前に招集通知を発し、会日に先立ち議題を把握し準備の上出席ができるよう努めています。取締役会は原則毎月第二水曜日に開催し、経営会議は原則毎月末水曜日に開催を想定した年間スケジュールを設定します。また、取締役会においては、当社製品である社内会議システムを活用し、出席者が関連資料を迅速に確実に出席者全員に配布できる体制を整えています。

原則 4-13【情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則 4-13①

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役および監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、必要に応じて関連部門へ情報および資料の提供を求めることができ、関連部門は適宜情報提供を行っています。なお、監査役会では必要に応じて関連部門の担当者等関係者を定期開催の監査役会へ召致し、ヒアリングの実施等を行っています。

補充原則 4-13②

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役および監査役は、業務上必要と認められる場合に外部専門家に助言を求め経営や監督・監査へ活用するべきと考えており、それに伴う費用が発生する場合は当社にて負担しております。

補充原則 4-13③

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内

との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査部門における監査結果により把握された問題点・是正点は随時社長へ報告され、監査役会への出席による報告が可能な体制を確保しています。

原則 4-14【取締役・監査役トレーニング】★

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則 4-14①

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社取締役および監査役は、各自が所属する団体のセミナーや勉強会において、各人判断で必要な情報収集と知識の習得を実施しており、会社はかかる費用を負担することによりその活動を奨励支援しています。

補充原則 4-14②

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

現在は各人判断による情報収集と知識習得を会社が支援するのみとなっておりますが、今後は、定期的に当社内で情報更新の確認や知識共有の機会を設ける施策を検討します。

当社は人材育成管理システムの開発販売を事業としており、当社製品を活用した学習とその進捗の確実な管理を行うことが可能であると考えます。当社経営者が自ら当社サービスを活用し、上場会社における取締役および監査役・経営陣幹部の知識習得のための有効な手段を確立する事例となるべく、eラーニングによるトレーニングの計画を進めて参ります。

基本原則 5 【株主との対話】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、事業活動と同様に IR 活動の重要度を認識しております。当社の経営をできる限り正確かつ迅速に伝えるべく、経営陣自らが株主・投資家の方々へ事業戦略や方針を説明し、ご理解いただけるように努めています。

四半期ごとに機関投資家向けの決算説明会を開催し、社長自らの言葉で株主・投資家に現況や戦略を説明し、さらに特定の株主・投資家に情報提供が限定されることのないよう、説明会で使用した資料は当社ホームページ上で説明会開催と同時刻に公表しております。

今後は株主総会後に事業説明会等を実施し、株主との対話の場を増やしていくことを検討しております。

原則 5-1【株主との建設的な対話に関する方針】★

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、公表すべきである。 ”

補充原則 5-1①

株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきである。

補充原則 5-1②

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実にに関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では小規模体制であることから、経営陣幹部である管理本部長が IR 責任者となり、適切な情報開示を行うとともに、管理本部を窓口として株主・投資家からの問い合わせに対応しています。また基本原則 5 に記載のとおり、四半期ごとに決算説明会を開催し社長自らの説明ならびに資料の公開を行っております。

今後株主・投資家との対話機会の多様化を想定し、可能な範囲での取締役または IR 責任者との懇談の機会の検討や、当社ホームページ内 IR 情報ページ上における当社にまつわる説明、事業状況の報告や方針の開示、株主・投資家からの意見とそれに対するフィードバック可能な範囲での公開を行う等について、よりわかりやすく見ていただくための施策を検討してまいります。

補充原則 5-1③

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年 3 月末、9 月末時点における株主名簿にて株主構成を把握しております。

原則 5-2【経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

中期経営計画を開示し、事業戦略や収益計画の基本的な考え方を説明しておりますが、今後はより具体的な理解を深めることができるよう、実績評価・分析や、それを踏まえての目標達成に向けた根拠、施策などの説明事項を検討してまいります。

以上